

四日市市告示第542号

四日市市農業委員会委員候補者選考要綱を次のように定める。

平成28年12月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市農業委員会委員候補者選考要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四日市市農業委員会委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が、農業者、農業者が組織する団体その他関係者（以下「農業者等」という。）から推薦を受けた者又は募集に応募した者のうちから四日市市農業委員会委員候補者（以下「農業委員候補者」という。）を選考することについて、その過程の公平性及び及び透明性を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(選考手順等)

第2条 農業委員候補者の選考は、次に掲げる手順に基づき行うものとする。

- (1) 農業者等からの推薦を受けた者又は募集に応募した者は、四日市市農業委員会の委員候補者の選任に関する規則（平成29年規則第 号）第3条に規定する資格を満たすことを確認した者が、委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合は、選考委員会で選考を行うものとする。
- (2) 選考委員会委員は提出書類に記載された項目及び「農業委員就任への抱負及び推薦する理由」又は「応募理由」の記述内容について次の点を評価する。

	評価項目	対象	評価ポイント	評価点
1	農業委員就任への抱負・推薦理由の明確度	全員	個人、法人・団体等が推薦した理由、又は本人が応募に応じた抱負が明確で、説得力があるか。	大いにあてはまる (5点) 概ねあてはまる (3点) あてはまらない (1点)
2	委員職務への理解度	全員	委員の使命を理解し、担い手への農地の集積や耕作放棄地の解消、新規参入の促進等農地利用の最適化に向けた活動の意欲があるか。	大いにあてはまる (5点) 概ねあてはまる (3点) あてはまらない (1点)

3	地域との調整面での活躍期待度	全員	経歴や立場から地域・地縁団体との関わりが見られるか、あるいは地域の現状を捉えて報告するような立場にあったことがあるか。	大いにあてはまる (5点) 概ねあてはまる (3点) あてはまらない (1点)
4	公平で建設的な発言の期待度	全員	組織等の運営側や協議をまとめる役割等を担った経歴を有し、公平な立場での建設的な発言が期待できるか。	大いにあてはまる (5点) 概ねあてはまる (3点) あてはまらない (1点)
5	農業従事度	利害関係を有する者 (農業者)	農業経営の状況等から推察して、農業によく従事し、生産事情に通じていると思われるか。	大いにあてはまる (5点) 概ねあてはまる (3点) あてはまらない (1点)
6	委員活動への貢献度	利害関係がない者	経歴や現在の状況から、委員活動に貢献できると考えられるか。	大いにあてはまる (5点) 概ねあてはまる (3点) あてはまらない (1点)
7	世代構成バランス	該当者に加点	高齢化が進む中で、若い世代の代表として活動できるか。	50歳未満 (5点) 50歳～65歳未満 (3点) 65歳以上 (1点)
8	性別バランス	該当者に加点	被推薦者・応募者のうち、少ない比率の性別に属しているか。	少ない方の性別 (5点)

(3) 各選考委員会委員は被推薦者・応募者ごとに採点した各項目の点数を合計し、その結果を参酌しながら、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)、農業委員会等に関する法律施行令(昭和 26 年政令第 7 号)及び農業委員会等に関する法律施行規則(昭和 26 年農林省令第 23 号)の規定によ

り認定農業者の数や、年齢、性別の著しい片寄り等に留意して、市の農業振興への貢献度合い等を総合的に判断し、候補者を選考する。

(4) 農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の両方に推薦又は応募している者は、農業委員候補の選考を優先し、農業委員候補者となった場合は、農地利用最適化推進委員の選考からは除外するものとする。

(5) 選考委員会は、必要に応じて応募者への面接を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(商工農水部農水振興課)